

# 営繕支援規定

2016年 3月21日 制定

## (目的)

第1条 この規定は、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）が、教団に所属する教会（以下「教会」という）の中で、教会堂や牧師館の工事、及び教会境内地内の工事等の工事（以下、「営繕工事」とする）の支援を必要とする教会に対しての支援制度に関する事項を定めることを目的とする。

## (支援の種類、原資、及び予算)

第2条 この制度は、返済が必要な支援と、返済が不要な支援とに分かれ、前者を「営繕支援融資」、後者を「営繕支援献金」とする。

- (1) 「営繕支援融資」とは、当教団の母体であったスウェーデン聖約教会（エキュメニヤ教会）からの指定献金に加えて、教団一般会計から支出された献金、合計1,000万円を原資とし、教団会計から1教会あたり100万円を上限として、無利子で貸し出すことにより、営繕支援を行う。
- (2) 「営繕支援献金」とは、2011年度以降、各教会が教団に対して行った什一献金額に応じ、その金額の十分の一の累積額（「会堂営繕目的積立金」）を教会毎の予算枠として、教団一般会計から各教会に対して献金を行う。

## (「営繕支援融資」の金額・期間・申請方法、及び返済能力の確認)

第3条 支援金額は100万円を上限とし、最長返済期間は3年間（36ヶ月）とする。支援を必要とする教会は、別途定める申請用紙にて、支援を申請するものとする。支援を受けようとする教会は、申請書に加え、教団に対して営繕工事の概要、及び返済計画を提示し、教団の承認を得なければならない。実施判断の際には、当該教会の返済能力を、過去の実績から判断する。

- 2 融資開始から3分の2の期間が過ぎた時点（例えば3年の場合には、24か月）、若しくは返済が困難になった時点で、教会及び教団は協議を行い、返済履行能力の確認を行う。その際、教団は必要に応じて、当該教会に属する教会員等の預金残高証明書等を求めることができる。

## (「営繕支援献金」の金額・期間・申請方法、及び支援実施の制限)

第4条 支援金額は申請教会の会堂営繕目的積立金累積額を最大額とし、支援を必要とする教会は、別途定める申請用紙にて、支援を申請するものとする。支援を受けようとする教会は、申請書に加え、教団に対して営繕工事の概要を提

示し、教団の承認を得なければならない。

(営繕支援の用途)

第5条 教会は、本支援を営繕工事に限定して使用するものとする。教職者の教務費及び社会保険等や、光熱水費等に使用してはならない。

(制定、改廃)

第6条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定、または改廃されるものとする。

2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定、または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。